

東京電力福島第一原子力発電所 事故に起因する損害賠償について

2026年3月25日

東京電力ホールディングス株式会社

| | |
|---------------------------|-----|
| I. 原子力損害賠償のご相談体制と仙台事務所の概要 | P 2 |
| II. 原子力損害賠償に対する当社の基本的な考え方 | P 3 |
| III. 宮城県における賠償 | P 3 |
| IV. 原子力損害賠償のお支払い状況 | P 5 |
| 【参考】ADRの対応状況 | P 6 |

I. 原子力損害賠償のご相談体制と仙台事務所の概要

福島復興本社

福島原子力補償相談室

仙台事務所

■ 仙台事務所（2021年9月 設置）

- 受け持ち区域：宮城県、青森県、岩手県、秋田県、山形県
- 以下のご相談窓口にてご請求者さまからのご相談対応やご請求書作成のお手伝いを実施

■ ご相談窓口

○ 仙台ご相談窓口（予約制）

- 場所：仙台市青葉区一番町
- ご相談窓口の開設時間：午前10時～午後4時（月～金[除く休祝日]）

○ 石巻ご相談窓口（予約制）

- 場所：石巻市鑄銭場
- ご相談窓口の開設時間：午前10時～午後4時（月～金[除く休祝日]）

※ 原子力損害賠償全般に関するお問い合わせ先

TEL：0120-926-404

（午前9時～午後7時 [土・日・休祝日 午前9時～午後5時]）

■ 仙台事務所の主な取り組み

○ ご請求者さまへのご請求書作成に関するお手伝い

- 個別訪問による対応
- ALPS処理水放出に伴う説明会およびご相談会の実施
- ご請求書未返送の事業者さまへの対応

○ 廃炉作業・ALPS処理水対策に関する情報発信

- 各種媒体による情報発信
- 福島第一原子力発電所のご視察対応
- 宮城県内企業さま等と連携した理解醸成活動

○ 宮城県産品の魅力発信、消費拡大を通じた需要創出

- 国内外の販路開拓に向けた取り組み
- 東電グループ内開催バザールでの宮城県産品の販売



石巻ご相談窓口



福島第一原子力発電所見学



東電グループ内開催バザール

Ⅱ. 原子力損害賠償に対する当社の基本的な考え方

第五次総合特別事業計画で掲げている以下の「3つの誓い」に基づき、引き続き、迅速かつ適切な賠償を実施してまいります。

1. 最後の一人まで賠償貫徹
2. 迅速かつきめ細やかな賠償の徹底
3. 和解仲介案の尊重

Ⅲ. 宮城県における賠償

○ 自治体さまへの賠償

当社事故によりご負担を余儀なくされた放射線測定費用に係る追加的費用等については、引き続き、個別のご事情を丁寧にお伺いし、適切に賠償させていただきます。

○ 農林水産業者さまへの賠償

現在でも一部の品目について国による出荷制限が継続されています。出荷制限指示に係る営業損害等については、生産者さまを取り巻く状況は様々であることを踏まえ、引き続き、個別のご事情を丁寧にお伺いし、適切に賠償させていただきます。

○ 商工業者さまへの賠償

政府等による指示に基づき行われた放射線測定検査等に関し、ご負担を余儀なくされた検査費用・検体費用等について、引き続き、個別のご事情を丁寧にお伺いし、適切に賠償させていただきます。

○ ALPS処理水放出に関する賠償

現在でも日本の水産物に対する外国政府からの輸入停止措置等が継続されています。

ALPS処理水放出に伴い発生した被害に対して、引き続き、個別のご事情を丁寧にお伺いし、適切に賠償させていただきます。

○ 中間指針第五次追補等を踏まえた個人の方の精神的損害等の追加賠償

2023年4月から追加賠償のご請求受付を開始し、お支払いを進めております。引き続き、対象の方からご請求いただけるよう取り組んでまいります。



宮城県内での賠償説明会

IV. 原子力損害賠償のお支払い状況（2025年12月末現在）

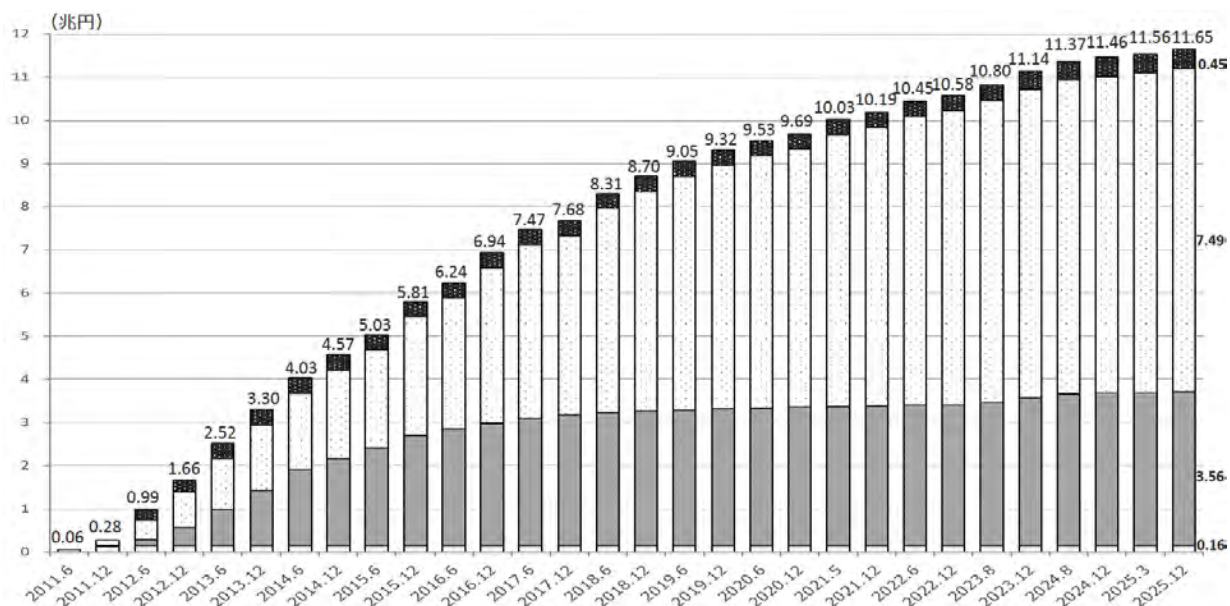
■ 賠償のご請求・お支払い等実績

| | 個人 | 個人（自主的 避難等に係る損害） | 法人・ 個人事業主など※2 |
|------------------------|-------------|---------------------|------------------|
| ご請求について | | | |
| ご請求書受付件数（延べ件数） | 約1,290,000件 | 約2,069,000件 | 約588,000件 |
| 本賠償の状況について | | | |
| 本賠償の件数（延べ件数） | 約1,136,000件 | 約1,999,000件 | 約501,000件 |
| 本賠償の金額※1 | 約3兆5,559億円 | 約4,484億円 | 約7兆4,895億円 |
| これまでのお支払い金額について | | | |
| 本賠償の金額※1 ① | | | 約11兆4,938億円 |
| 仮払補償金 ② | | | 約1,559億円 |
| お支払い総額 ①+② | | | 約11兆6,497億円 |

※1 仮払補償金から本賠償に充当された金額は含まない

※2 除染等費用を含む

■ 賠償お支払い額の推移



本賠償のお支払開始：2011年10月
 □ 仮払補償金 □ 個人（自主的避難等を除く） □ 法人・個人事業主など ■ 自主的避難等
 ※ 四捨五入により合計値と内訳の合計が一致しない場合がある

<消滅時効に関する当社の考え方>

2026年1月26日に認定された総合特別事業計画で明記したとおり、当社は、時効を理由に一律にお断りすることはせず、時効完成後であっても被害者の方々の個々のご事情について十分に配慮しつつ、引き続き真摯に対応します。（消滅時効に関する当社の考え方は、当社のプレスリリースやホームページにおいても公表済み）

【参考】ADRの対応状況 (2026年2月27日現在)

| | |
|-------------|---------|
| 申立件数 | 32,042件 |
| 解決件数 | 31,358件 |
| 全部和解件数 | 24,873件 |
| 取下げ件数 | 3,712件 |
| 打切り件数 | 2,771件 |
| 却下・和解を仲介しない | 2件 |
| 現在進行中の件数 | 684件 |

※上記表内の数値については、原子力損害賠償紛争解決センターHPより引用作成

※申立件数のうち、当社に送達がなされているのは31,839件（2026年2月27日現在）

※現在進行中の件数のうち、14件は一部和解が成立

※和解金額は、約3,657億円（2026年2月27日現在）